

○国土交通省告示第三百七十三号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の二の規定に基づき、航空法施行規則第二百三十六条の二に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

題名中「第二百三十六条の二」を「第二百三十六条の十三」に改める。

本則中「第二百三十六条の二」を「第二百三十六条の十三」に、「平成二十七年」を「令和二年」に改める。

附 則

この告示は、令和四年六月二十五日から施行する。ただし、題名の改正規定及び本則の改正規定中「第二百三十六条の二」を「第二百三十六条の十三」に改める部分は、令和四年六月二十日から施行する。